

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 「会社法改正条文」(シリーズ2)

2018年8月1日公布

※赤文字は改正内容。

改正条文	改正前の内容	改正内容
<p>第 22-1 条</p>	<p>追加</p>	<p>会社は、毎年定期的に取り締役、監査役、経理人及び発行した株式総数又は資本総額の 10% 以上の株式を保有する株主は、その氏名又は名称、国籍、生年月日或は設立年、月、日、身分証明書番号、保有する株式数或は出資額及びその他の中央主務期間が指定した事項を電子方式で、中央主務機関作成又は指定した情報サイトで申告をしなければならない。変更が生じた場合、15 日以内に申告をしなければならない。ただし、一定の条件に満たす会社の場合、適用しない。</p> <p>(第 1 項)</p> <p>前項の資料について、中央主務機関は定期的に監査を行わなければならない。(第 2 項)</p> <p>第 1 項に於ける情報サイトの構築或は指定、資料の申告期間、フォーマット、経理人の範囲、一定条件の会社の範囲、資料の収集、処理、利用及び所要費用、指定事項の内容、前項の監査手続き、方式及び</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		<p>その他の遵守すべき事項の方法については、中央主務機関と法務部の定めるところによる。(第3項)</p> <p>第1項の規定に従い申告をせず、又は申告内容に不実があり、中央主務機関より是正するよう期限が定められ、期間内に是正しなかった場合、是正するまでその都度、会社の代表董事に対し、NT\$50万以上、NT\$500万以下の過料に処する。(第4項)</p> <p>前項の場合、第1項の情報サイトにて、その処理状況をその都度掲載しなければならない。(第5項)</p>
<p>第28条</p>	<p>会社の公告は、本店所在地の直轄市又は県(市)の日刊新聞の顕著な箇所に掲載しなければならない。ただし、株式を公開発行する会社に対し、証券管理機関が別段の規定を定めている場合、この限りではない。</p>	<p>会社の公告は、<b>新聞紙又はデジタル新聞</b>に掲載しなければならない。(第1項)</p> <p>前項の場合、<b>中央主務機関は会社公告用サイトを構築する又は指定することができる。</b>(第2項)</p> <p><b>前2項の規定について</b>、株式を公開発行する会社に対し、証券<b>主務</b>機関が別段の規定を定めている場合、<b>その規定に従う。</b>(第3項)</p>
<p>第28-1条</p>	<p>主務機関は法律に基づき、会社へ送達すべき公文書を送達することができない場合、会</p>	<p><b>主務機関は法律に基づき、会社へ送達すべき公文書を電子方式で行うことができる。</b>(第</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>社を代表する責任者に送達する。尚も送達することができない場合は、公告により代えることができる。</p>	<p>1 項)                  主務機関は法律に基づき、会社に送達すべき公文書を送達することができない場合、会社を代表する責任者に送達する。尚も送達できない場合は、公告により代えることができる。(第 2 項)  <b>電子方式での送達実施方法は、中央主務機関の定めるところによる。(第 3 項)</b></p>
<p><b>第 29 条</b></p>	<p>会社は、会社定款の規定に基づき経理人を置くことができる。その委任、解任及び報酬については、次の規定により定める。ただし、会社定款より選りすぐる基準がある場合は、その規定に従う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無限責任会社、二合会社は、全無限責任株主の過半数の同意を得なければならない。</li> <li>2. 有限会社は、全社員の過半数の同意を得なければならない。</li> <li>3. 株式会社は、董事会に於いて、董事の過半数が出席し、出席した董事の過半数の同意を得た決議で行わなければならない。(第 1 項)</li> </ol>	<p>会社が、定款の規定に基づき経理人を置くことができる。その委任、解任及び報酬については、次の規定により定める。ただし、会社定款より選りすぐる基準がある場合は、その規定に従う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無限責任会社、二合会社は、全無限責任株主の過半数の同意を得なければならない。</li> <li>2. 有限会社は、全社員の<b>議決権</b>の過半数の同意を得なければならない。</li> <li>3. 株式会社は、董事会に於いて、董事の過半数が出席し、出席した董事の過半数の同意を得た決議で行わなければならない。(第 1 項)</li> </ol>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>会社は、第 156 条第 7 項の事由がある場合、かかる専門案件を認可した主務機関は、政府救済措置に参加する会社に改善計画を提出するよう求めるほか、会社が経理人に支払う報酬を制限、又はその他の必要な措置又は制限をなすことができる。その方法については、中央主務機関の定めるところによる。(第 2 項)</p> <p>経理人は、国内に住所又は所在地を有しなければならない。(第 3 項)</p>	<p>会社は、第 156-4 条の事由がある場合、かかる専門案件を認可した主務機関は、政府救済措置に参加する会社に改善計画を提出するよう求めるほか、会社が経理人に支払う報酬を制限、又はその他の必要な措置又は制限をなすことができる。その方法については、中央主務機関の定めるところによる (第 2 項)</p>
<p>第 30 条</p>	<p>次に掲げる事由いずれか一つに該当するとき、経理人となることができない。既に経理人になりに就任している場合、当然解任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去に組織犯罪防制条例で規定されている罪を犯し、有罪判決と確定され、服役後の期間がまだ 5 年を超えていない者。</li> <li>2. 過去に詐欺、背任、横領の罪で 1 年以上の有期懲役が宣告され、服役後の期間がまだ 2 年を超えていない者。</li> <li>3. 過去に公務時に公金を着服し、判決が確定され、服役後の期間がまだ 2 年を超</li> </ol>	<p>次に掲げる事由いずれか一つに該当するとき、経理人となることができない。既に経理人になりに就任している場合、当然解任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去に組織犯罪防制条例で規定されている罪を犯し、有罪判決と確定されたが、<b>未執行、執行未完了、又は執行完了、執行猶予期間満了、若しくは恩赦された</b>後の期間がまだ 5 年を超えていない者。</li> <li>2. 過去に詐欺、背任、横領の罪で 1 年以上の有期懲役が<b>確定され、未執行、執行未満了、又は執行完了、執行猶予期間満了、若しくは恩</b></li> </ol>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>えていない者。</p> <p>4. 破産の宣告を受け、まだ復権していない者。</p> <p>5. 手形・小切手の使用が拒絶され、取引禁止期間がまだ満期になっていない場合。</p> <p>6. 無行為能力者又は制限行為能力者。</p>	<p>赦された後の期間がまだ2年を超えていない者。</p> <p>3. 過去に汚職条例の罪を犯し、有罪判決が確定され、未執行、執行未完了、又は執行完了、執行猶予期間満了若しくは恩赦された後の期間がまだ2年を超えていない者。</p> <p>4. 破産の宣告を受け、又は裁判所の判決により清算手続きを開始してまだ復権していない者。</p> <p>5. 手形・小切手の使用が拒絶され、取引禁止期間がまだ満期になっていない場合。</p> <p>6. 無行為能力者又は制限行為能力者。</p> <p>7. 補助宣告を受け、まだ取り下げられていない場合。</p>
--	---	---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。